

令和3年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域:吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	吹上地区自治会連合会	<p>【災害時等の緊急臨時ゴミ置き場の設定】</p> <p>令和元年の台風19号による水害の際、地主の許可を得ず、勝手に空き地にゴミを置いてしまう事例が発生した。</p> <p>そこで、台風等の各種災害時においては、現地復興の迅速化を図る為に、予め緊急時にゴミ置き場として使える場所を設定していただきたい。</p> <p>臨時ゴミ置き場が必要な自治会と市が候補地を検討し、地主に対してはその保証がされる仕組みが必要である。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>本市では現在、平成28年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の見直しと合わせ、災害廃棄物処理基本計画の策定を進めております。</p> <p>その中で、令和元年東日本台風等の経験により、被災家屋からの片付けごみを一時的に集積する場所として、『近隣集積所』の運用を検討しており、その設置及び管理の主体については、地元自治会や自主防災組織等を想定しております。</p> <p>上記計画の策定は、今年の秋頃を目標としておりますので、その後、自治会連合会や自主防災組織等に近隣集積所の説明を行い、併せて候補地選定の依頼等を行ってまいります。</p> <p>また、地主に対しての補償制度につきましては、他市町村の先進事例等を含めて、どのような仕組みが可能であるか、今後研究してまいります。</p>	<p>【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>令和4年1月に栃木市災害廃棄物処理基本計画を策定いたしました。</p> <p>当該計画において、災害ごみの『近隣集積所』について規定しておりますので、令和4年度に自治会連合会や自主防災組織等に近隣集積所の説明を行い、併せて候補地選定の依頼等を行ってまいります。</p>
2	仲方町	<p>【通学路側帯の白線劣化に伴う補修依頼について】</p> <p>千塚小学校児童(梓町・仲方町・大森町・千塚町の児童)の通学路となっている大森町地内の路側帯については、大森なかよし公園(市管轄)を中心に、約600m 白線の一本区画が消えている状態である。</p> <p>路側帯については、道路交通法第2条第3号-4に基づき、児童・歩行者の安全と命を守るために白線区画により歩行者と車道の区別を明確にするべきところ、白線が消えては、交通事故の原因にもなりかねない状況となっていることから、路側帯の補修(白線引き)を可及的速やかに実施願いたい。</p> <p>なお、この件については今年の2月に道路河川維持課長あてに文書で提出済みであるが、現在、未実施であり今後の動向も見えないことから、提案事項として提出した。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2408】</p> <p>現在、市道において路側帯や路面標示が薄くなっている(消えている)場所は多く存在しており、解消に向け計画的に補修を進めているところです。</p> <p>当路線においては、本年度に発注をすべく準備をしているところであり、速やかに実施する予定であります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年2月に路側帯の引き直しを実施いたしました。</p>
3	栃木西部地域会議	<p>【栃木西部地域内の小中学校の適正配置について】</p> <p>栃木市では小中学校の適正配置について計画を立てて進めており、すでに実現している学校もあると聞かすが、栃木西部地域内においては、中学校3校のうち2校が1学年1クラスであるなど、生徒数の減少により、部活動を含めた教育環境は望ましい状況ではない。</p> <p>寺尾地区では、2年ほど前に吹上中に吸収という形でよいから統合を望む、という生徒の教育環境改善を優先する決断をしたが、これまで手続きが進まない状況が続いている。</p> <p>栃木西部地域会議では、中学校の適正配置に関することを地域の課題ととらえ、今年度5月の会議では教育委員会の説明を受け、3地区合同の検討会議を設置することに賛成した。</p> <p>学校の適正配置は児童生徒の教育環境を整えるために重要であるが、地域にとってもそのコミュニティづくりや将来の人材育成に大きな影響を及ぼすので、地域全体の課題としてとらえることが大切である。</p> <p>様々な視点から検討を加え、将来を予測し、100年後に後悔しない結論を出したいものである。</p> <p>栃木市立の学校を設置するのはその名の通り市であり、決定するのは議会であるが、地域としても内容を知り検討して意見を述べていべきだと思う。検討の材料となる市の基本的な考え方や今後の進め方などについて示していただきたい。</p> <p>(尚、この質問は栃木西部地域内の中学校の統合に関することを地域の課題として地域の方々に認識していただくことを目的の一つとしている。)</p>	<p>【教育総務課:TEL 21-2467】</p> <p>本市では、少子化が進行し、市内学校間における教育環境の不均衡が生じる中、平成28年2月に「栃木市立小中学校適正配置基本方針」を策定し、学校1校当たりの望ましい学級数等の基準を設けるとともに、平成31年1月には「栃木市立小中学校適正配置基本構想」を策定し、市内地域別の学校配置の具体的方策を定めました。</p> <p>栃木西部地域の皆川、吹上、寺尾の3中学校については、将来的にさらに生徒数の減少が予想されることから、1校に統合することが望ましいと位置付け、これまでに3地域それぞれに地元代表者会議を立上げ、統合に向けた協議を開始いたしました。各地域の足並みをそろえることができませんでした。</p> <p>本市といたしましては、子どもたちの教育環境の充実を図るためには、3中学校の適正配置の推進は必要と考えておりますので、3中学校合同の地元代表協議会の設置に向けまして、各学校の保護者や学校運営協議会への説明を行いたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:教育総務課:TEL 21-2467】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
4	尻内第一	<p>【用水路合流地点の段差解消及び沈殿泥砂の除去依頼について】</p> <p>駒岡入の沢と和田用水路の合流地点では、和田用水路に常に泥砂が溜まり段差が生じていて、大雨時には駒岡入の沢の水が逆流するため、菜園やビニールハウスが冠水してしまう。</p> <p>ついては、この合流地点の段差を解消し、溢水の被害を解消していただきたい。また、段差により生じた沈殿泥砂の除去をお願いしたい。</p>	<p>【農林整備課:TEL21-2279】</p> <p>現地を確認しましたところ、駒岡入の沢と和田用水路の合流地点では、駒岡入の沢の水の方が高い位置にあるため、和田用水路に常に泥砂が溜まり段差が生じている状況です。</p> <p>この段差を解消するためには、合流地点も含めた用水路の改修が必要と考えられますが、用水組合が管理する水路の改修につきましては、基本的に用水組合に行なっていただいております。</p> <p>また、同様に沈殿泥砂の除去につきましても用水組合に行なっていただいておりますが、水路の改修や沈殿土砂の除去などのかんがい排水事業につきましては、事業費の20%の補助制度がありますので、まずは、用水組合も含めまして、ご相談させていただきたいと考えております。</p> <p>そして、沈殿土砂の除去を行っていただき、状況の改善が図れるかご確認いただけるようお願いしてまいります。</p>	<p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>事業費の補助制度について、水利組合にご案内いたしました。水利組合が浚渫を行う場合には市が20%の助成を行います。</p>
5	梅沢町第二	<p>【市道1017号線沿いへの転落防止設備の設置要望について】</p> <p>市道1017号線(梅沢ドライブインから北に約190m区間)は、市道沿いに用水が流れ、朝には尻内から鍋山方面への通勤者や大型車が頻繁に通行している。</p> <p>この道路は通学路で、狭隘な道路であるため生徒の転落が危惧されるので、道路横にガードレール等の転落防止設備の設置を要望する。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、道路と水路の境界の注意杭があるものの、水路に転落するおそれがあるため、調査や設置の検討を行いながら、ガードレール等の設置をしております。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年3月に転落防止柵(ガードパイプ)を設置いたしました。</p>
6	寺尾地区自治会連合会	<p>【採石場への適切な指導について】</p> <p>寺尾地区防災計画を策定する際に「防災まち歩き」を実施したが、地区民が自然災害時に危険な箇所として採石場の裸地や盛土、市道の小さな暗渠等が指摘されている。</p> <p>加えて、市域の採石裸地や碎石場のオープンシュートは騒音や土砂埃、道路の汚れや路面への土砂堆積が見られる。</p> <p>採石、採石場の許認可と操業にあたり適切な指導をお願いする。</p>	<p>【商工振興課:TEL21-2508】</p> <p>寺尾地区内の採石場は、国による鉱石採取や県による岩石採取の許認可を受けております。</p> <p>これらの許認可は、周辺環境への配慮事項が操業注意事項や認可条件の一つとなっており、手続きの過程において、市に意見の照会があり、その際に道路の維持や環境保全の担当課などからの意見を報告しております。</p> <p>また、採石場においては、県による立入検査により、場内で発生する埃に対する措置が講じられているかなどを検査し、操業状況を確認しております。</p> <p>つきましては、認可採石場の問題や同施設付近の道路に土砂の堆積などがみられる場合は、市商工振興課にご連絡ください。現地を確認の上、県及び道路管理者などに連絡しその対応を協議いたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:商工振興課:TEL 21-2508】</p>
7	寺尾地区社会福祉協議会	<p>【高齢者の外出時、隣近所で助け合える制度の創設について】</p> <p>寺尾地区は高齢化率が高く、高齢者の通院や生活用品の購入に難儀している高齢者が多くなってきている。</p> <p>この対策として隣近所を見守る助け合い運動の一環として、高齢者が出かける場合に隣近所の力を借りて、行けるような制度の創設をお願いする。</p>	<p>【地域包括ケア推進課・交通防犯課:TEL 21-2239】</p> <p>ご要望の地域住民による高齢者移動支援の市の制度化につきましては、第一に地域住民の皆さまの事業への協力が必須となってまいります。栃木市の中でも、各地域の状況には違いがあると感じております。</p> <p>このため、まずは、寺尾地域をはじめ各地域の実情、地域の課題について、住民の皆さんと話し合っていくことが必要と考えます。そしてその中から、地域支え合いの根幹である、自助・互助・共助・公助として、皆さまが事業に取り組みやすくしていくためには、地域の皆さんの役割は何か、そして市の役割としてどういったことが可能かについて、共に検討してまいりたいと思います。</p> <p>本市では、地域包括支援センターにおいて、地域の課題を見つけ、解決に向けて地域の皆さまと検討する日常生活圏域ケア会議を開催しておりますので、改めて寺尾地区包括支援センターからご相談させていただきます。</p> <p>なお、本市では、市民の日常生活の足として、ふれあいバス及び蔵タクを運行しておりますので、ご利用をご検討ください。</p>	<p>【担当課:地域包括ケア推進課:TEL 21-2239】</p> <p>寺尾地区において高齢者の通院や買い物が困難になっている問題の解決に向けて、令和4年3月10日(木)に、地区内の自治会長や民生委員などの方々の参加の下で日常生活圏域個別ケア会議を開催し、買い物弱者の支援についての現状と課題を共有したところです。</p> <p>今後も、継続して日常生活圏域個別ケア会議を開催し、自助・互助・共助・公助として、地域の住民や団体、市としてどういったことが可能かを検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	寺尾まちづくり協議会	<p>【三峰山開発許可について】</p> <p>三峰山は寺尾地区住民にとって大切な山で、地域の誇りであり心の拠り所となっている。</p> <p>近年、採掘作業が進み、山容が変わり地区の中心部からの山容が変わるのではと心配している。</p> <p>このため、三峰山に開発等の許可を出す場合には、山容を変えない許可条件とされたい。</p>	<p>【商工振興課:TEL21-2508/農林整備課:21-2388】</p> <p>三峰山の鉱物の採取は、鉱業法に基づく国の許可によるものであり、開発には、森林法及び鉱業法など複数の法律に係わる許可を要します。</p> <p>森林法においては、市が許可権者であり、開発行為の許可要件の一つとして、「周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと」を定めており、「山容を変えない」ことについては、この要件の問題として審査されることとなります。</p> <p>また、鉱業法においては、事業者から国に鉱業出願があった場合は、出願区域に係わる都道府県知事に協議することとなっており、その際に県から市町に対して意見の照会が行われますので、その手続きの際に、地元自治会連合会からの要望として景観の保全を求めていきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:商工振興課:TEL 21-2508〕</p> <p>〔担当課:農林整備課:TEL 21-2388〕</p>
9	寺尾地区子ども会育成会連絡協議会	<p>【寺尾中学校の統廃合問題の現況について】</p> <p>寺尾中学校の統廃合問題は現在どのような状況になっているのか。また、今後どのような取り組みをするのか教えてください。</p>	<p>【教育総務課:TEL 21-2467】</p> <p>寺尾中学校の統合につきましては、平成30年に寺尾地域の地元代表協議会において学校統合への合意形成がなされましたが、栃木西部地域内の3つ中学校での統合については、各地域の足並みがそろわず、現在に至っております。</p> <p>本市といたしましては、子どもたちの教育環境の充実を図るためには、3中学校の適正配置の推進は必要と考えておりますので、3中学校合同の地元代表協議会の設置に向けまして、各学校の保護者や学校運営協議会への説明を行いたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:教育総務課:TEL 21-2467〕</p> <p>〔担当課:行財政改革推進課:TEL 21-2336〕</p>
	参加者(鍋山第一)	<p>【当日再質問】</p> <p>寺尾中と吹上中の合併問題が、コロナ禍の中で、無かったような状態ですが、寺尾中学校が、寺尾南小学校と同じ道をたどってほしくないという思いがある。せつかく寺尾で建てた建物が、何にも役に立たないのでは困るので、合併と同時に寺尾中学校もどうなるのか、同時に進められるようにお願いしたい。</p> <p>教育の場でも働き方改革が進んでいると思うが、今問題なのは、部活の問題だと思う。今は各学校単位でやっているが、例えば、寺尾、吹上、皆川の色々な部活が、この寺尾中学校を利用することで、部活を通して事前にチームワークを養っていく、そういうカリキュラムを作っていたくなど、寺尾中学校をうまく利用することが必要なのかなと思います。</p> <p>南小学校は今から20年前から話していることですが、いまだに解決していません。私たちは15年前からお願いしていますが、市の方針で、こうしたいということで、今のようになっているわけです。</p> <p>私が言いたいのは、寺尾中と吹上中が合併するなら、同時に校舎がうまく活用されるように検討していただきたいということです。</p> <p>色々経過があると思いますが、施設の利用方法も検討していただきたい。</p>	<p>【教育次長】</p> <p>三中学校の統合につきましては、ご心配をおかけしていることに対しまして、まずはお詫びを申し上げます。ここに来まして進展の兆しが見えてまいりましたので、今後担当課のほうで学校運営協議会にお邪魔させていただき、今後の進め方について、ご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、部活動についてですが、市内におきましても、子供の数が減ってきており、部活動を維持することができない状況の中で、違った学校の子供たちが一緒にチームを作って、部活動を行っております。</p> <p>統合に向けてという事になりますと、ご提案のありましたとおり、部活を一緒に行うとか、郊外活動、例えば遠足や修学旅行とかと一緒にいくということも考えられると思いますので、そういったソフト面のお話も含めまして、地域の方とご相談しながら進めていきたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力賜りますようお願いしたいと思います。</p> <p>【総合政策部長】</p> <p>寺尾南小につきましては、平成30年と令和元年にかけて、民間の活用を図りたいということで、自治会連合会の皆様にもご了解をいただいたうえで、事業者の公募をいたしました。一回目の公募では手が上がらず、2回目の公募では、一事業者手が上がりましたが、結果的には民間の事業者を選ぶことはできませんでした。</p> <p>市としましては、これまでの経過を踏まえ、市の書類や文化財等の倉庫として、寺尾南小を活用する方針を決定いたしました。議員の皆様、連合会長さん等、一部の方にご説明をさせていただいておりますが、あらためて、西部地域会議や寺尾自治会連合会の会議等で、そういった経緯や方針、来年度から倉庫として市のほうで直接使っていくということをご説明させていただきたいと考えております。</p> <p>動き出しが遅いというご指摘を南小の際にもいただいております。統合という事と並行して、使われなくなった校舎等の公共施設についてどの様な利活用ができるかということ、できるだけスピーディーな流れで対応していきたいと考えております。</p>	

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
10	大久保町	<p>【大久保橋下流の大久保町側土手の補修について】 永野川の大久保橋から下流の土手について、梅沢町側は補修されて高くなったが、東側にある大久保町側は補修されていない。今後、大雨の際には決壊の恐れがあり、住民が不安を抱いているので、補修をお願いしたい。</p> <p>【当日再質問】 大久保橋下流の土手の補修について、永野川の大久保橋から下流の土手については、梅沢側は昨年補修されましたが、東側の大久保川につきましては、補修されていないし、高さが梅沢側と比べて低い状態です。 今後また去年みたいな大雨の時に決壊するような不安があるので、市の考えをお伺いしたい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2408】 ご要望の大久保橋下流土手の補修につきまして、県に確認しましたところ、『永野川左岸大久保橋下流梅沢町側については、令和元年東日本台風(台風第19号)の出水により被災した箇所について6月末に復旧工事が完成したところです。 今回ご要望されている永野川左岸大久保町側の堤防についてですが、被災していないため整備は行われておりませんが、今後現地測量等を実施し、脆弱な箇所が確認されましたら整備に向けた予算要求など関係機関と調整を進めてまいります。』とのことでありますので、市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。</p> <p>【都市建設部技監】 大久保橋下流の築堤、河川整備につきましては、県の管理下になりますが、県では被災した場所、いわゆる災害復旧の場所を主に、護岸の復元をしております。ご要望の場所につきましては、被災していない、壊れていないので、県では率先して整備に入らないという状況がございます。 しかしながら、地元の方、周辺の方、台風時には心配が募る状況もありますので、なるべく護岸整備が進むように、市から県に要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL21-2408】</p>
11	参加者 (吹上地区自治会連合会)	<p>【大雨時の土嚢配付について】 土嚢の配布について、2019年度の19号の時は、市役所に連絡すると事前に持ってきていただき、非常に助かりました。今年も大雨になるかなと心配な時があったのですが、事情がちょっと変わっているようなので、その辺の現状を説明いただきたい。</p>	<p>【都市建設部技監】 ご質問のありました土嚢の配布につきましては、以前と同様に大雨時には配布を行っており、台風や梅雨前線等、大雨が予想される2.3日前から配布をしている状況でございます。 一軒当たりおおよそ20袋の土嚢を配布しております。配布した土嚢につきましては、回収は行っておりませんので、大雨が過ぎた段階で、袋につきましては燃えるゴミで出していただき、土嚢に詰まっている砂につきましては、庭先などに撒いていただくなど、各自処分いただければと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。 付け加えますと、警戒レベル4、いわゆる避難指示が発令された時点で、土嚢の配布は行わないと、取り決めをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL21-2408】</p>
12	参加者 (吹上地区自治会連合会)	<p>【千塚産業団地進捗、インター西産業団地概要、地元との交流等】 千塚産業団地の進捗状況について、地元雇用の人数等をお伺いしたい。また、栃木インター西産業団地について、数日前に話を聞いて、決まったかどうか分からないのですが、概要について教えていただきたい。 あとは、その後の地元との交流、これも非常に重要だと思う。CSR、企業の社会的な責任、Corporate Social Responsibility、これの中にも含まれると思います。 以上のことをとりまとめて、お考えをお聞きしたい。</p>	<p>【産業振興部長】 千塚産業団地に進出した企業は、今のところ13社、分譲率が98.2%であり、残る1区画約0.5haも現在商談中で、年度内の完売を目指しているところです。13社のうち、すでに操業が始まった企業が7社、そして工事中建築中の企業が3社あります。令和4年度に操業開始予定で、まだ未着工の区画もいくつかございます。 2点目の地元雇用が千塚産業団地内にどれだけいるかというご質問ですが、千塚産業団地内の従業員は約300名、そのうち地元雇用者が約50%の150名ほどで、最終的な千塚産業団地での雇用数につきましては、操業開始後の人数として、計画では900人を見込んでございます。 3点目の栃木インター西産業団地の概要につきましては、令和3年3月30日に、今まで市街化調整区域だったところが、市街化区域に編入し、認可を7月20日で公告いたしました。今年度と来年度で用地買収をまさに進めているところですが、千塚産業団地の約6割程度の広さですので、あくまで想定ですが、10社程度と見込んでおります。 最後に、地元の方々と産業団地の方々の交流の場、ふれあいということでご質問がありました。おっしゃる通りでございます。産業団地に入っている企業で、千塚産業団地連絡協議会というものを今年の3月に設立したところです。団地内での企業の交流の場、そして地元の方々との交流を目的としているということですが、設立して間もないという事と、新型コロナウイルスの感染が広がったことで、地元の方々との交流の場が出来ていなかったということ踏まえ、協議会のほうに市のほうからお話をしながら、交流の場を設けるような形で努めてまいりたいと思っております。 市がまずは地元と協議会の窓口となりまして、交流ができる場をきちんと設けていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。</p>	<p>【担当課:産業基盤整備課:TEL 21-2376】 協議会には、地元との交流が必要であると考えていることを確認しておりますが、新型コロナウイルスの影響により会議の開催も難しい状況が続いており、実現に至っておりません。 市といたしましては、引き続き協議会に、検討を重ねるよう伝えていきますので、よろしくお伺いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
13	参加者 (梅沢第二)	<p>【自主防災組織の活動における保証制度について】 今年の3月に寺尾地区に地区防災組織というお話をいただきまして、無事作ることが出来ました。感謝申し上げます。 この計画に基づきまして、自主防災組織を立ち上げる予定ですが、若干の課題がでています。実際の活動にあたって、自治会の3役、班長、民生委員、ふれあい相談員、こういった方に活動していただきたいと考えておりますが、大きな災害が来た場合、災害に巻き込まれる恐れがある。その際の保証制度について、民生委員の方は全国一律で保険に加入していると思うが、ふれあい相談員はそういう制度になっていませんし、改めて自治会の中で担当者をお願いするしかない。 以上のことを踏まえ、市で一括加入している社会貢献活動、その一つとしてやっていただければ、ありがたいと思います。</p>	<p>【地域振興部長】 自主防災活動従事者に対する保険制度につきまして、栃木市の状況といたしましては、ボランティアの皆様が事故にあった場合には、全国市長会の市民総合賠償保険というものに、市で加入をしております。 補償内容は、死亡保障が500万円と少し額が少ない状況ですが、入院保障などもつけてあります。ただし、この保険が適用される条件として、市があらかじめ当該活動全般について具体的な活動要件や活動者の範囲等、包括的に事前にご相談いただいたうえで、了解したという、市との関係性を持っていただくことが保険適用の前提条件となります。自主防災組織を立ち上げる時には、危機管理課からご支援をさせていただきますが、十分にその点を踏まえて、ご相談をいただければと思います。 いずれにしても、活動をするときは、やはり危険な状態のところにはあまり近寄らないというのが前提でございます、いざ危ない状況になりましたら、消防や警察の方にお任せいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>【危機管理監】 自主防災組織が何をするのかというのが非常に大切でありまして、地区防災計画書の中に、自主防災組織の会則の案がございますが、誰が何をするのかという事を、自主防災組織の規約であったり、または計画書を作るなど、まずは決めていただければいいかと思います。 設立するときには、危機管理課で相談に乗りまして、当然設立補助金がありますので、補助金を請求していただくときに、先ほどの要件が必要となりますので、十分にご相談させていただいて設立していただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：地域政策課：TEL 24-0352 〕 〔担当課：危機管理課：TEL 21-2551 〕</p>
14	参加者 (梅沢第二)	<p>【高齢者等のSOSネットワーク事業、ふれあい相談員制度について】 8月の中旬に地域包括ケア推進課のほうから高齢者等のSOSネットワーク事業の案内が送付されました。内容につきましては、認知症で行方不明になることに備え、該当となる方にQRコードを貼っていただき、市民へ発見の協力ですとか、早期発見を促すということで、自治会長が案内するようというご案内でした。実際には自治会長はそういった方々をよく知っているとはいえ、あなた認知症の疑いがあるからQRコードを貼ってくれないか、とは言える立場にないと、私は思います。民生委員やふれあい相談員の方々は、そういった事情は分かっていると思いますので、そちらに話をしていただければありがたいと思っております。 もうひとつは、8月上旬に高齢介護課から自治会長宛てに、ふれあい相談員の推薦について依頼がありました。民生委員さんは栃木市から委嘱していますが、普段から見ているふれあい相談員の方は、理解度が高いので、その人の状況はよく知っている。先ほどのSOSネットワーク事業も含めて、ふれあい相談員の制度の一環として、制度変更していただければと思います。</p>	<p>【保健福祉部長】 認知症高齢者等SOSネットワーク事業につきましては、今年度10月からの新規事業となっており、8月に自治会長様宛てにご案内させていただきましたところですが、 通知の趣旨につきましては、新規事業立ち上げということで、まず自治会長様に、本事業のご案内をさせていただくということと、自治会長様や警察消防、それから地域の皆様のご協力をいただきながらネットワークのご協力をお願いしたい、といった趣旨の通知でありました。 認知症の方の登録についてもご協力をという文書が入っていましたが、これにつきましては地域の事情もございますので、自治会長様に回っていただいて登録のお願いをするという事ではなく、ご本人やご家族の方から何かご相談があった場合には、こういう制度がありますと、ご案内をしていただければということで、お願いしたいと思っております。 また、ふれあい相談員の推薦につきましては、自治会長様から推薦していただいたり、民生委員の皆様から推薦していただいたりということにはなっておりますが、それぞれ自治会の皆様にご協力をいただきながら、引き続きご推薦の方をお願いしたいと思っております。 いずれにしても、高齢者、特に認知症の方々の事業につきましては、それぞれの地域で見守るという事が大変重要になっておりますので、引き続きご協力の方をお願いしたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：地域包括ケア推進課：TEL 21-2247〕 〔担当課：高齢介護課：TEL 21-2249 〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
15	参加者 (野中東)	<p>【運動公園南側の水害対策、荒川及び防災調整池への分水について】 運動公園南側の区画整理地内における水害対策について、2点ほどお伺いしたいと思います。</p> <p>まず第一点は、旧赤津川周辺並びに運動公園の大部分の排水先として、河川改修された旧赤津川に排出されるわけですが、これが現実には、運動公園前の川幅に対し、南側に行く隧道は、既にこの時点で二分の一程度の水流しか流れない構造になっている。さらに100mほど下った栃木警察署の裏では、さらにそこで二分の一、都合四分の一の水量しか下流には流れないようにしております。</p> <p>結果、19年の水害時には、この2か所において越水が発生したわけですが、この地域の総合的な水害対策について市のご意見をお聞かせたい。</p> <p>もう一点は、運動公園の南側、警察署の東に、荒川に付属するものになるかと思いますが、遊水池がありますが、赤津川が大幅に越水するような場合に、この場所にバイパスとして放出できないか。道路の地下等を通せばそんなに長い距離ではありません。金額は大変かかるかとは思いますが、100m程で繋がる。それができるかできないか、予算の問題は別にして、巴波川水系の市の全体的な計画というものもあるのかと思っておりますので、その辺りも踏まえ、お聞かせ願えればと思います。</p>	<p>【都市建設部技監】 運動公園南側の水路幅と区画整理地内の水路幅が、流下能力に違いがあるため、運動公園前、警察署のところで、相当流下能力が少ないのではないかと、だから区画整理地内で上流からの水が流れ込んで氾濫するのではないかとのご指摘かと思っております。</p> <p>市としましても現地を確認し、それらの認識は持っております。平成27年令和元年、2回の台風を受けまして、今、治水対策室の方で、旧赤津川の流域、上流から下流域まで、洪水解析、現地調査をして、河道の整備が必要な区間、そして洪水調整地の整備が必要な場所等について、今、まさに洪水解析、洪水対策をまとめている状況でございます。洪水対策がまとまり次第、関係する自治会の皆様には丁寧に詳しくご説明させていただき所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、一級河川荒川及び防災調整地へ旧赤津川の水を分水したほうがよいのではないかと、貴重なご提案をいただきました。その点につきましても、まさに今検討をしております。詳しくはまだ申し上げられない部分もありますが、当然下流に流下能力がなければ、上流で何らかの対策が必要だということは、市も認識しておりますので、その点につきましても、ご提案をいただいた内容を加味しながら、検討をまいります。それらもまとまり次第、自治会の皆様、周辺の皆様にはご説明をさせていただきますので、今しばらくお待ちいただいて、なるべく早くご説明に上がれるよう準備をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL21-2785】 旧赤津川の流域、上流から下流域まで、洪水解析、現地調査をして、河道の整備が必要な区間、また洪水調節池の整備が必要な場所等についての、洪水対策の業務委託が完了したところであります。現在は、内容について精査を行い対策をまとめているところです。対策がまとまり次第、関係する自治会の皆様には丁寧に説明させていただきます。</p> <p>また、旧赤津川の分水についても洪水対策の中で検討しておりますので、こちらも対策がまとまり次第周辺自治会の皆様にご説明させていただきます。</p>
16	参加者 (吹上地区西部地域会議)	<p>【千塚小学校を優先的に開設する避難所にしてほしい】 栃木市が発行したハザードマップによると、私たちの住む永野川周辺は家屋倒壊等氾濫調整地域となっております。</p> <p>吹上地区では、吹上公民館が優先的に開設する避難所となっておりますが、吹上地区の西部から避難するには距離があり、豪雨時には吹上公民館の道路は浸水してしまいます。</p> <p>2年前の水害の時には吹上公民館は一杯であったと聞いております。近年多発する豪雨災害の際に、安全迅速に避難するためには、身近な地域に避難できる状況を確認することが必要だと思います。近くにある公民館を避難場所にしようとしている地区もあると聞いておりますが、千塚町の公民館は浸水の恐れがあるため、避難場所には適していません。そこで、千塚小学校を優先的な避難場所として、地域住民が開設できるようお願いしたいと思います。</p> <p>あるいは、指定避難場所に千塚小学校はなっていますが、すぐに開設するようにはなっていないと聞いております。速やかに開設できるような仕組みを考えていただければと思います。</p>	<p>【危機管理監】 ご提案ありがとうございます。本来であれば、市の優先的な開設場所として千塚小学校が開けられる状況であれば申し分ないですが、限られた人数で広域な栃木市の避難所をいくつも開けるというのが困難でありまして、いまのところ千塚小学校は優先的に開ける予定はないということですが、災害の状況によっては開けることもあるかと思っておりますので、ご理解をいただきたい。</p> <p>地元で千塚小学校を緊急的に避難場所として開けることはできないかというご提案につきましては、まさに私もそういった思いで、色々準備をしているところでございます。避難場所として地元で運営していただけるという形で、千塚小学校を開けるという事も可能と考えておりますので、自治会の皆様と一緒に課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>
17	参加者 (野中松原)	<p>【市から医療従事者への支援について】 コロナウイルス感染対策として、今、医療従事者に対する支援については、栃木市は何をしているのか、今後どうしていくのか、教えていただきたい。こういう時こそ、支援をちゃんとすべきだと思います。</p>	<p>【保健福祉部長】 医療従事者の皆様におかれましては、感染者が多いなか、ご苦労いただいております。感謝申し上げます。医療従事者への支援につきましては、市として何ができるのかということを考えているところではございますが、これまでの支援といたしましては、感謝の気持ちを込めまして、メディカルセンターの方にお花をお送りしたり、お米の方を配布させていただくなど、感謝の気持ちを表させていただいたところでございます。</p> <p>医療関係の情報につきましては、やはり医師会そしてメディカルセンターなどと情報共有を図り、状況を常に共有しながら状況確認をしているところでございます。市といたしましては、今後も引き続き医療従事者の方々と情報共有を図りながら、その都度、市として何が支援できるのかということを考えながら、対応をまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:健康増進課:TEL 25-3512】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
18	参加者 (吹上地区 防災委員)	<p>【自主防災組織の活動補助金の使い方について】</p> <p>防災組織を立ち上げた際、20万円程いただいた記憶があります。その後、自治会でも組織が立ち上がるといった場合に、年一回2万円ほど頂いている訳ですが、年度末に近づいてくると、この2万円の使い道について、何に使ったか、領収書と写真を提出するよう、危機管理課からお話に来る。</p> <p>できればこの2万円を積み立ての方に流用できないか、危機管理課に相談に伺いましたが、こういう使い方をするので、自治会の予算と市の方からいただいたものを積み立ての方に回して、ある程度の金額にしてから各世帯の方に何かを買って配布をすると、そういう使い方をしたいと思っています。ほかの自治会もそう考えているところはあると思うのですが、市の考え方をお聞かせ願いたい。</p>	<p>【危機管理課】</p> <p>活動補助金の2万円については、県からの補助金も入っておりますので、決まり事として、そのような指導をしておりますが、積立金に充てたと分かるような決算などがあれば大丈夫ということなら、そうしていただいても結構だと思いますので、一旦預からせていただきまして、自治会長様の方にご報告申し上げますので、よろしく願います。</p>	<p>【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p> <p>補助金については積立金のような繰越ができませんことを、質問者宛て電話でお答えいたしました。</p> <p>また、組織の活動、資機材整備のための補助金であることから個人で備蓄するものに対して補助金を利用することができませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
19	参加者 (梅沢第二)	<p>【補助金交付金の終期を】</p> <p>11月6日の下野新聞に市では補助金交付金について終期を設けるという記事が載っていました。私の自治会は年の会費が1万4千4百円。高齢化率が非常に高い状態で、高齢化と少子化、会員の減少を踏まえ、今頂いている自治会報償費や、敬老会の祝い金などで、収入の一割を超すなど、非常に貴重な財源となっているので、是非とも終期の設定ではなく、これからも継続という事でお願したい。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>今回新聞でも大きく取り上げられ、いくつか反響をいただいたところですが、全ての補助金交付金をやめるという事ではありませんので、そこだけご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>新聞にも出ておりましたが、明らかにもう使われなくなっていて、役割を終えたケースで、やめさせていただく補助金についても、関係者や関係団体の方には十分に調整したうえで、発表しております。そのほかの補助金についても、一旦の終期を決めるということですので、財政の健全化という観点から、そういう制度も必要であると、行革の一環で行ったということでもあります。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>自治会長さんからご心配のお言葉をいただきましたが、私共の方で自治会の方へお出ししているのは補助金ではなく、報奨金として、1自治会当たり均等で1万円、その1世帯当たり910円で上乗せしてお配りさせていただいております。</p> <p>この春ごろにも、自治会費をいただくには忍びないお宅も見受けられて困っている、といったお問い合わせもいただいております。直ぐに10%、20%上げますとは申し上げられませんが、そういうご意見もいただいておりますので、高齢化率が高くなっているという現状も踏まえ、減らさない、あるいはいづらかでも上げられるようなことを、内部的にも検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:行財政改革推進課:TEL 21-2344】</p> <p>【担当課:地域政策課:TEL 24-0352】</p>
20	参加者 (鍋山町第三)	<p>【自治会長からの話について、迅速に対応してくれない】</p> <p>よくうちの連合会長が言いますが、たかが自治会長、されど自治会長。私たち自治会長は、住民の皆さんから言われれば、早速動き回る。だけど、市の方に、こういうことだけどなんとかしてくれと言っても、中途半端な返事が多く、迅速に対応してくれない。</p> <p>こういう訳でこうですと、答えを出してくれればいいが、何でも一方通行。それではおかしい。電話代だってタダじゃない。私が部長であり課長であれば、部下を叱りつける。一番大切な住民ではないか、自治会長が言ったらちゃんとやってやれよと、そういうことが言えないようでは仕方がない。</p> <p>我々自治会長の気持ちを察していただいて、言ったことについては、こういうことだよと、説明すること。そういうことを部長や市長には分かっているからお願いしたい。</p>	<p>【市長】</p> <p>ふれあいトークでは色々なご意見をいただきます。本日、庁議の中で、担当部長に、すぐやれることはすぐ対応してください、出来ないこともある訳ですが、出来ない理由をきちんと説明してください、ということをおっしゃったばかりです。きっとこれから変わっていくと思っておりますので、よろしく願います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
21	参加者 (尻内第二)	<p>【市職員の人事異動について、引継ぎをきちんと欲しい】 これはお願いですが、私共自治会の人間にも言いましたが、ここに住んでいる、最後までここにいたくちやならない。でも、市の職員さんは、人事異動によって変わってしまう。 話がある程度まで進んだという所まで行って、翌年になったら人事異動で人が変わり、元の木阿弥にというケースが、たぶんほかの自治会にもあると思う。 人事異動するときには、前の状況を分かっている人を残しておいて、来た人が状況を理解してから異動をしていただければ、話を続けるにしても何にしてもスムーズに行くと思う。 他にも言いたいことはあったが、それだけは実行していただきたい。でなければ、何をやっても仕事が進んでいかない。質問だけは必ず自治会長に来る。問題があれば全部自治会長。暇だから自治会長をやっている訳ではないので、是非その辺のところをご理解いただいて、今後の人事異動に活かしていただければという要望です。是非お願いいたします。</p>	【要望のため回答せず】	<p>[担当課:職員課:TEL 21-2351] この度は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。 頂きましたご意見も踏まえまして、円滑な業務引継ぎに努めてまいります。</p>